

確定申告書の提出は早めに 所得税の申告書作成会場は 東京国税局(築地)1階に開設

「開設期間」2月12日(金)～3月15日(火)(土・日曜を除く) ※2月21日・28日(日)は開設
「受付時間」午前8時半～午後4時(相談時間午前9時15分～)
「申告書作成会場」東京国税局1階(中央区築地5-3-1) ※
「築地市場駅」東京メトロ日比谷線「築地市場駅」東京メトロ日比谷線

作成済みの申告書は
税務署へ提出可能

谷線「築地駅」「東銀座駅」※ご来場の際には公共交通機関をご利用ください。
作成済みの申告書は税務署へ提出可能

4月から軽自動車税の 税率が変更 廃車手続きも忘れずに

原動機付自転車、小型特殊自動車・二輪車等の税率(表1)

表1のとおり変更となります。

四輪以上および三輪の軽自動車の税率(重課)(表2)

最初の車両番号の指定を受けたときから13年経過した車両については、14年経過した月の属する年度から、③重課税率が適用となります。

※動力源または内燃機関の燃料が、電気・天然ガス・メタン・混合メタノールの軽自動車および

凡例
時日時
場所
集集合
人対象・定員
費用
内容
師講師
保一時保育
縮縮切日
申申込
問問合先
HPホームページ
Eメール

表1 原動機付自転車、小型特殊自動車および二輪車等

区分	税率(年額)		手続場所
	平成27年度まで	平成28年度から	
原動機付自転車	50cc以下または定格出力が0.6kw以下	1,000円	2,000円
	50ccを超え90cc以下または定格出力が0.6kwを超え0.8kw以下	1,200円	2,000円
	90ccを超え125cc以下または定格出力が0.8kwを超え1kw以下 ミニカー(※)	1,600円	2,400円
小型特殊自動車	最高速度35km/h未満	1,600円	2,400円
農耕作業用	最高速度15km/h以下	4,700円	5,900円
その他			
二輪の小型自動車	250ccを超えるもの	4,000円	6,000円
軽自動車	専ら雪上を走行するもの	2,400円	3,600円
	125ccを超え250cc以下	2,400円	3,600円
	二輪 ポータトレーラ等	2,400円	3,600円

※総排気量が20ccを超え50cc以下または定格出力が0.25kwを超え0.6kw以下のもので、(イ)輪距が0.5m超で三輪以上の車(ロ)輪距が0.5m以下で車室を有する四輪以上の車(ハ)輪距が0.5m以下で側面が開放されていない車室を有する三輪の車のいずれかに該当するもの

表2 四輪以上および三輪の軽自動車(重課)

区分	税率(年額)			手続場所	
	①平成27年3/31以前に最初の車両番号の指定を受けたもの	②平成27年4/1以降に最初の車両番号の指定を受けたもの	③重課税率(最初の車両番号の指定を受けたときから13年経過したもの)		
三輪	660cc以下	3,100円	3,900円	4,600円	
軽自動車	乗用	自家用で660cc以下	7,200円	10,800円	12,900円
		営業用で660cc以下	5,500円	6,900円	8,200円
	貨物用	自家用で660cc以下	4,000円	5,000円	6,000円
		営業用で660cc以下	3,000円	3,800円	4,500円

表3 四輪以上および三輪の軽自動車(軽課)

区分	税率(年額) 平成28年度分のみ			手続場所	
	電気自動車等(※1)(おおむね75%軽減)	ガソリン車・ハイブリッド車(※2) 【乗用車】平成32年度燃費基準+20%達成車 【貨物車】平成27年度燃費基準+35%達成車(おおむね50%軽減)	【乗用車】平成32年度燃費基準達成車 【貨物車】平成27年度燃費基準+15%達成車(おおむね25%軽減)		
三輪	660cc以下	1,000円	2,000円	3,000円	
軽自動車	乗用	自家用で660cc以下	2,700円	5,400円	8,100円
		営業用で660cc以下	1,800円	3,500円	5,200円
	貨物用	自家用で660cc以下	1,300円	2,500円	3,800円
		営業用で660cc以下	1,000円	1,900円	2,900円

※1:電気自動車および天然ガス自動車(ポスト新長期規制(ディーゼル車等において、平成21年以降に適用される排出ガス規制)からNOx10%低減)とする。
※2:ガソリン車・ハイブリッド車は、いずれも平成17年排出ガス基準75%低減達成車(★★★★)に限る。
○各燃費基準の達成状況は、自動車検査証の備考欄に記載されています。

ガソリン電力併用の軽自動車ならびに被けん引車は除きます。

平成27年度中(平成27年4月1日～平成28年3月31日)に最初の車両番号の指定を受けた車両のうち、排出ガス性能および

燃費性能の優れた環境負荷の小さいものは、平成28年度分の軽自動車税の税率を軽減する特例措置が適用されます。

後車両がなくなった時は、表中の各手続場所にて廃車手続きをしてください。届出がないと、課税台帳からいつまでも抹消されないため毎年税金がかかります。大変不利益となります。

現在車両がない方、または今

課税課税係 ☎(3647)8093

郵送や信書便による送付または税務署の時間外收受箱への投函でも提出ができます。また、国税庁ホームページ(HP) <http://www.nta.go.jp/>の「確定申告書作成コーナー」を利用して、申告書を作成できます。作成した申告書は印刷してご提出ください。詳しくは国税庁ホームページをご覧ください。
税理士による無料申告相談
東京税理士会江東西・江東東支部が行う「税理士による無料申告相談」

「問合せ・提出先」
○亀戸・大島・北砂・東砂・南砂・新砂にお住まいの方
江東東税務署(亀戸2-17-8) ☎(3685)6311
○江東東税務署管内を除く江東区にお住まいの方

開催日・開催会場(江東西税務署管内)	時間
2/18(木)・19(金)・2/23(火)～26(金)	江東区文化センター 展示室(東陽4-11-3) 9:30～12:00(受付は11:30まで)・13:00～16:00(受付は15:30まで)
開催日・開催会場(江東東税務署管内)	時間
2/23(火)～26(金)	砂町文化センター 3階第2研修室(北砂5-1-7) 9:30～12:00(受付は11:30まで)・13:00～16:00(受付は15:30まで)
3/2(水)～4(金)・3/9(水)～11(金)	総合区民センター 6階サブ・レクホール(大島4-5-1)

江東西税務署(猿江2-16-12) ☎(3633)6211
「時」下表のとおり
「問合せ・提出先」

江東区では店舗や診療所などでバリアフリー改修工事を実施する際、工事費の一部を助成する「やさしいまちづくり施設整備助成」を実施しています。
「店舗等を車いすの方が利用しやすいよう出入口の段差の解消及びスロープの整備、自動ドアの設置」、「トイレが利用しやすいよう手すりの設置」等の改修工事が対象です。
改修工事前に届出が必要ですので事前にご相談ください。
※こうとう情報ステーション(区役所2階)、各出張所等でも本

猿江恩賜公園で開催
江東区子どもまつり
参加団体を募集
5/15(日)

子どもたちが毎年楽しみにしている「江東区子どもまつり」で、楽しい遊びなどを教えていただけるグループと、ステージでダンスなどを披露してくれる子どもたちを募集します。
「区民参加コーナー」
①区民および区内の団体15コーナー程度(抽選) ②おおむねテント内で、子どもたちに楽しい遊びや工作を教えたり、人形劇等を行う区民および区内の団体
「青空ステージ」
①区民および区内の団体10組程度(抽選) ※代表者1人につき1団体の応募 ②区内の子どもたち(幼児・中・高生)の発表の場。一輪車、ダンス、演奏